

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づき、令和 5 年度定期監査の結果を次のとおり公表します。

令和 6 年 3 月 22 日

嘉麻市監査委員 松岡 源太郎
嘉麻市監査委員 吉永 雪男

1 監査の概要

(1) 監査の目的

定期監査は、地方自治法の規定に基づき、市の事務や事業が、法令等に従って適正に行われているか、経済性、効率性、有効性は確保されているか等について実施する監査です。

(2) 監査の実施期間

第Ⅰ期 令和 5 年 9 月 20 日（水）～令和 5 年 10 月 31 日（火）

第Ⅱ期 令和 5 年 12 月 5 日（火）～令和 6 年 1 月 31 日（水）

(3) 監査の対象部局等

第Ⅰ期 防災対策課、土木課、教育総務課、学校教育課、学校施設課、生涯学習課、スポーツ推進課、会計課、各支所市民サービス課

第Ⅱ期 環境課、産業振興課、農林振興課、農業委員会事務局、住宅課、水道局、監査委員事務局

(4) 監査対象期間

第Ⅰ期・第Ⅱ期 令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

(5) 監査の方法

予算や事務事業の執行状況について、提出を求めた調書並びに関係資料に基づき予備監査を実施し、予備監査により抽出した質疑・指摘事項について、質疑応答形式で意見、回答を聴取しました。

2 全般的指摘事項

○公文書等の取り扱いについて

起工伺や入札（随意）結果及び支出負担行為決議書等において、決裁日や施行日、添付書類の有無、検査職員の要・不要の記入漏れ等が多く見受けられた。記入が必要な箇所については確実に記入すること。

起案文書において、文書の種類の記載漏れ、記載誤りが多く見受けられた。嘉麻市公用文書式等規程を確認し、正確に記載すること。

各文書において注意すべきこととして、決裁日と施行日等の日付けに矛盾のないようにすること。

また、事柄を決定するにあたっては、地方自治法や嘉麻市財務規則などの根拠となる条文を記載し、より簡潔で正確なものとされたい。

○随意契約について

随意契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項に定められ、その適用条文の使用については、合理的な根拠と説明責任が求められるため、十分な精査をして使用されたい。

嘉麻市財務規則第 142 条では、法令により価格が定められている物品を購入するとき等、見積書徴収の省略が認められている場合や特別な事情がある場合を除き、本来、2 人以上の者から見積書を徴さなければならないと規定されている。しかしながら、1 者の見積書での随意契約の場合、きちんとした理由の説明が記載されていないものや条文を誤認し運用しているものが見受けられた。また、見積書の日付けにおいても、不適切な日付けがあった。

さらに、嘉麻市財務規則第 143 条（随意契約の予定価格等）の第 2 項では、「設計額等をもって当該予定価格とすることができる」とされており、その条文を適用したにもかかわらず、適用条文の記載漏れが多く見受けられた。

地方自治法や嘉麻市財務規則等を今一度確認し、コンプライアンスの強化に努め、職員は正確な契約事務の執行を徹底されたい。

○旅行命令簿並びに自家用車等による公務旅行について

旅費とは、公務のために旅行する職員に対し、旅行に要する経費として地方公共団体から支給されるもので、嘉麻市職員等の旅費に関する条例及び嘉麻市職員等の旅費に関する規則にその事務処理規定が定められている。

今回の定期監査では、旅行命令簿の記載が不十分なものや決裁印の漏れ等が散見されたほか、自家用車等指定承認伺において旅行日時点の保険契約などの記載や承認のないものが見受けられた。

また、公務のための県内旅行はできる限り公用車を使用し、その公用車の保有台数については、適正な台数を今後検討されたい。

○時間外勤務命令簿について

時間外勤務命令簿は、時間外勤務手当支給の根拠となるものであり、時間外勤務命令を行うにあたっては、命令権者はその業務内容を明確にし把握されたい。

今回の定期監査では、時間外勤務命令簿をパソコンでの入力によりまとめて作成したのが見受けられた他、時間外勤務における平日（深夜）時間外、休日（深夜）時間外、代休処理の記載において、誤認による単純な記載誤りや押印漏れ等が見受けられた。時間外勤務命令簿は、事前に命令権者の決裁を受けるとともに、勤務実績の記入については、人事係から示された「時間外勤務手当割増加算等取扱いフロー図」又は「会計年度任用職員説明マニュアル」を各職員において十分理解することを求めるほか、命令権者においては、チェックを厳格に実施することを求める。

また、併せて、命令権者は、個々の職員にとって過重勤務とならないよう時間外命令を発するとともに、所管内における係員相互の協力を図る調整を行うなど、配慮されるよう要望する。

○会計年度任用職員の適正な配置について

各課の会計年度任用職員の採用にあたっては、業務量及び職員数等を勘案し、適正な人数を今後検討されたい。